

議案第51号

静岡市生涯学習施設条例の一部改正について

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表中

「

静岡市飯田生涯学習交流館	静岡市清水区下野西3番19号	を
--------------	----------------	---

「

静岡市飯田生涯学習交流館	静岡市清水区下野東9番1号	に
--------------	---------------	---

改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。